

サービス付き高齢者向け住宅の報告・検査

札幌市では、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 24 条に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者等に対して、下記の報告を求めるとともに、検査を実施しています。

工事・登録完了報告

登録住宅の整備に係る工事が完了した後（登録住宅の整備に係る工事が無い場合は登録が完了した後）、速やかに報告書を提出してください。添付資料として、登録住宅の規模、構造及び設備並びに加齢対応構造等の基準に適合していることがわかる写真が必要です。

定期的報告

既入居又は入居予定日を過ぎている登録住宅について、各年 3 月 31 日時点の状況に関する報告書を作成し、通知文に記載している期限までに提出してください。

随時報告

入居者から苦情や相談が寄せられた場合等には、必要に応じて報告を求めることがあります。

立入検査

報告書が提出されない場合やその他必要と認める場合等に、立入検査を実施することがあります。

報告書の各様式は下記ホームページからダウンロードが可能ですのでご利用ください。

これらの報告及び検査において、改善を要する事項が認められる場合等には改善指導又は指示を行います。また、登録取消し要件に該当する場合は、登録の取消しを行うことがあります。

お問い合わせ先

札幌市都市局市街地整備部住宅課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階

電話：011-211-2807

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/O8osirase/koumoku/satuki.html>